

(第23回) 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年4月20日（月）

10：00～11：00

会場：第一・第二委員会室

- 1 事務局より現状について
- 2 協議事項
- 3 報告事項
- 4 その他

別紙

◆令和2年4月19日 18時30分時点

◆速報値のため、今後の調査状況により、変動の可能性があります。

1 患者の発生状況

総数	(内訳)			うち重症者
	濃厚接触者※1	海外渡航歴	調査中	
107	40	0	67	2

※1 濃厚接触者：確定患者との接触歴があるもの

*2つの欄に該当する場合があるため、内訳と総数が一致しない場合がある。

<属性>

○年代

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	不明
1	1	18	19	20	12	15	14	2	5	0	0

○性別

男性	女性	不明
65	42	0

2 都内患者数

総数（累計）	重症者	退院（累計）
3,082	57	368

※退院には、死亡退院と療養期間経過を含む

【参考】区市町村別患者数（都内発生分）（4月18日時点の累計値）

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
19	65	208	227	41	55	51	68	130	94	90
世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
277	113	83	134	88	44	13	64	100	69	77
江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田	小金井
77	30	13	13	20	3	28	5	24	30	9
小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山
11	13	5	6	4	0	9	5	9	11	1
多摩	稲城	羽村	あきる野	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島
19	6	5	2	19	1	0	0	0	0	0
新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原	都外	調査中※		
0	0	0	0	0	0	0	77	410		

今後の調査の状況により、数値は変更される可能性があります

※永寿総合病院関連187を含む

東京都緊急対策(第四弾)の概要

令和2年4月15日
東京都

○「令和元年度・2年度補正予算」(2月18日)、「集中的取組」(2月21日～3月15日)、「緊急対応策」(3月12日)に続き、「新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策」「経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化」「社会構造の变革を促し、直面する危機を乗り越える取組」の三つを柱とする緊急対策(第四弾)を取りまとめた。

○今後、速やかに取り組むべき事項を補正予算として都議会臨時会に提案するとともに、第二回定例会以降にも補正予算を予定するなど、感染症の状況とその影響を見極め、引き続き必要な対策を迅速に講ずるなど、都民、企業と協力しながら、今回の重大局面に都として全力で取り組んでいく。

新型コロナウイルスと都内企業や都民生活

都内感染者数が2,319人、死亡者数47人となり、一日最大197人が発症するなど、危機的に増加している
都内中小企業の業況D Iが大幅に悪化し、観光・飲食等の業界に深刻な影響があり、自営業者等にも支障が生じている
医療現場の負担、学校の臨時休校措置の影響、マスクなどの品不足、今後は雇用情勢などにも影響が懸念される

都の緊急事態措置

区域：都内全域 期間：5月6日まで
都民向け：徹底した(生活の維持に必要な場合を除き)外出自粛の要請(4月7日～5月6日)
事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(4月11日～5月6日)、4月13日に一覧表公開
特措法第24条第9項にあてはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

緊急対策の内容

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

感染拡大の防止に向けた取組	医療提供体制等の確保	区市町村と一体となった対策
<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止に対する協力金の創設 ○情報提供体制等の強化 ○感染を予防する物資の供給 ○外国人新型コロナ生活相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者受入体制の強化 ○PCR検査体制の充実 ○重症患者に対応した医療体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村振興基金の積み増し ○市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金の創設

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

経済活動を支えるセーフティネット	税制面等からのセーフティネット
<ul style="list-style-type: none"> ○資金繰り対策の拡充 中小企業制度融資の実質無利子 ○中小・小規模事業者等への事業継続に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○都税の徴収猶予制度の拡充 ○中小事業者向け固定資産税等の軽減 ○上下水道料金の支払猶予
都民生活を支えるセーフティネット	3 社会構造の变革を促し、直面する危機を乗り越える取組
<ul style="list-style-type: none"> ○学校臨時休校への対応 ○妊婦の方のタクシー利用支援 ○住居喪失者への一時住居提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン教育の推進 ○オンライン医療の活用 ○テレワークの推進

緊急対策の財政規模は約8,000億円

国への緊急要望

医療提供体制・検査体制の整備、深刻な影響を受ける業界への大胆な支援、特措法に関する要望など重点要望12項目
一般要望42項目

国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例第6条第1項に規定する部の設置について

国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年規則第31号）第8条（委任）に規定する本部長が別に定める事項として、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第12号。以下「条例」という。）第6条（部）第1項に規定する部の設置について、次のように定める。

（設置）

第1条 国分寺市新型インフルエンザ等対策本部に次に掲げる部を置く。

- (1) 健康管理部
- (2) 生活経済部
- (3) 広報総務部
- (4) 教育子ども部
- (5) 安全環境部

（所掌）

第2条 部の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 健康管理部 医師会及び保健所との連絡調整並びに保健医療等に関すること。
- (2) 生活経済部 生活支援、経済支援及び中小企業対応に関すること。
- (3) 広報総務部 広報、人事、契約及び庁舎管理に関すること。
- (4) 教育子ども部 学校、社会教育、保育園及び子どもに関すること。
- (5) 安全環境部 防災、ごみ及び交通に関すること。

2 部は、前項に定めるもののほか、本部長の指示に基づき必要な事項を所掌するものとする。

（部に属すべき本部員）

第3条 条例第6条第2項に規定する部に属すべき本部員は、別表のとおり

とする。

(部長)

第4条 条例第6条第3項に規定する部の部長は、次のとおりとする。

- (1) 健康管理部 健康部長
- (2) 生活経済部 市民生活部長
- (3) 広報総務部 政策部長
- (4) 教育子ども部 教育部長
- (5) 安全環境部 建設環境部長

(委任)

第5条 この決定に定めるもののほか部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

本部員	健康管理部	生活経済部	広報総務部	教育子ども部	安全環境部
市長	○	○	○	○	○
第1順位副市長	○	○			
第2順位副市長			○		○
教育長				○	
政策部長		○	○		
総務部長			○		○
市民生活部長		○			
健康部長	○				
福祉部長	○	○			
子ども家庭部長	○			○	

まちづくり部長					○
建設環境部長					○
公共施設整備担当部長			○		
議会事務局長			○		
教育部長				○	
会計管理者		○	○		

備考 本部員は，○を付した欄の部に属する。